

JIMOTO コラボインターンシップ参加に関する誓約書

令和3年度 JIMOTO コラボインターンシップ 実習先企業（団体）御中

私は、実習先企業に、インターンシップのインターン生として受け入れて頂くにあたり、次の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

1. 実習先企業の就業規則その他社内規則等を尊重し、実習先企業インターンシップ受入れ担当者の指導にそって誠実にインターンシップに参加すること。
2. 実習先企業への提出書面に虚偽の記載を一切しないこと。
3. 実習先企業の許可なく、インターンシップの録音・撮影・録画・画面収録（スクリーンショット）を絶対に行わないこと。
4. インターンシップ期間中に知り得たいかなる事項についても、インターンシップが終了した後といえども、実習先企業の許可なく、第三者に開示・漏洩し、若しくは不正使用しないこと。特に実習先企業においてインターンシップ期間中に取り扱う書類、ノート、磁気ディスク、その他これに類する資料及びその写しなど企業秘密資料の保管・管理については、
 - （1）実習先企業の諸規程・命令・指示に従うこと
 - （2）実習先企業の許可なく第三者に譲渡・貸与し、若しくは自ら不正使用しないこと
 - （3）インターンシップ終了後は直ちに実習先企業に返還すること
5. ソーシャルメディア（ブログ、フェイスブック、ツイッター、LINE、ホームページ等インターネットを利用した情報発信媒体をいう。）を利用する場合、次の各号に掲げる情報を発信しないこと。
 - （1）会社、会社関係者、顧客、取引関連会社等を批難し、誹謗中傷する情報、又は虚偽の内容を含む情報
 - （2）会社、会社関係者又は第三者の権利を侵害する情報
 - （3）会社を代表する見解又は意見と誤解され得る内容等の情報
 - （4）その他、会社の名誉、信用その他の社会的評価を害し、企業秩序を乱しうる情報
6. インターンシップ期間中に取り扱うパソコン（企業秘密資料が保管されているもの。実習先企業支給・私物問わず）には、実習先企業の許可なく、ファイル共有ソフト等情報漏洩の危険性があるソフトのインストールを一切しないこと。
7. インターンシップ期間中に発生した著作権及び工業所有者等の成果物の所有権の一切は、貴社に原始的に帰属すること。
8. 実習生に対して交通費や賃金を払うことはしません。本インターンシップをうけるにあたって使用する場合の通信機器の使用に係る費用は実習生の負担とします。
9. 本誓約書に定めなき事項については、責任者の指示を仰ぎ、その指示に従うこと。
10. 本誓約書については、第3条・第4条・第5条の秘密保持規程を除き、上記インターンシップ期間中において有効とすること。
11. 本誓約に定めのない事項及び本誓約書の運用、解釈に疑義が生じた場合は、法令または慣習に従い協議の上、誠意をもって解決する。

以上